

令和2年 第13回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和2年11月4日(水)			
招集の場所	時津町役場本庁舎5階中会議室			
開・閉議日時及び宣言	開議	令和2年11月4日(水)午後1時30分		
	閉議	令和2年11月4日(水)午後1時50分		
出欠委員の氏名  出席 5名 欠席 0名	職名	氏名	出席	欠席
	教育長職務代理者	吉田三知子	○	
	委員	宮原 克也	○	
	委員	天田 明香	○	
	委員	川崎 孝敏	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	松園 喜秀	社会教育課長	蒔添 浩明
	学校教育課長	帶山 保磨	教育総務課長	栗山 浩毅
			教育総務課長補佐	前田 和彦
			教育総務課主事	前田眞由美
備考				

# 会 議 日 程

## 開会・開議

日程第1 会議録の承認について（第9回、第10回、第11回及び第12回）

日程第2 教育長報告

日程第3 報告第7号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第4 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（時津町教育委員会一般事務補助員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示）

## 閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和2年第13回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

### 日程第1 会議録の承認について（第9回、第10回、第11回及び第12回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録（第9回、第10回、第11回及び第12回）の承認についての件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

○ 宮原教育委員

第10回の会議録は公開用だけとなっていました、良かったのでしょうか。

○ 前田教育総務課長補佐

第10回の教科書採択につきましては、9月1日をもって公開となっています。今回9月1日を過ぎていきますので、公開用だけとしております。

○ 宮原教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にありませんか。

無いようですので、令和2年第9回、第10回、第11回及び第12回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和2年第9回、第10回、第11回及び第12回の会議録を承認することに決しました。

### 日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和2年10月1日から令和2年11月3日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

(別紙教育長報告に基づいて報告)

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

### 日程第3 報告第7号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、報告7号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての報告を受けたいと思います。

お諮りします。本案は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本案は秘密会で議事進行することに決しました。

本案について、事務局の説明を求めます。

なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

#### 【秘密会により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

### 日程第4 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて(時津町教育委員会一般事務補助員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示)

○ 相川教育長

続きまして、日程第4、議案50号、専決処分の承認を求めることについて(時津町教育委員会一般事務補助員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示)の件を議題といたします。

本案について、事務局の説明を求めます。

○ 帯山学校教育課長

議案第50号、「時津町教育委員会一般事務補助員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示」について、ご説明いたします。

議案書の「提案理由」をご覧ください。

町立小中学校に、学校の業務をサポートするため、一般事務補助員を会計年度職員として配置しておりますが、同じく町立小中学校に勤務している他の会計年度職員の休憩時間に合わせ均衡を図るために、要綱の一部を改正するものでございます。

次に、資料は、新旧対照表をご覧ください。

改正点は2か所でございます。

まず1点目は、学校における一般事務補助員の指揮監督者が「学校長」であることから、第6条に「学校長」を追加しております。

2点目は、町立小中学校で勤務する一般事務補助員の勤務実態に合わせて、対応する休憩時間の規定を、ただし書きとして追加しております。

具体的には、既に配置されている図書司書などの会計年度職員に合わせ、一般事務補助員の勤務時間が5時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は60分の休憩時間とするものです。

なお、改正にあたりまして、教育委員会を招集する暇がなく、専決処分をさせていただいておりますので、本委員会においてその承認をお願いするものでございます。

なお、適用は令和2年9月23日からとしております。

以上で説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 吉田教育委員

一般事務補助員とは、どういう仕事をされてますか。

○ 帯山学校教育課長

一般事務補助員につきましては、教育委員会で雇い入れる一般事務補助員と学校に配置され学校で仕事をする一般事務補助員とがあります。

学校に配置される一般事務補助員につきましては、今年コロナ禍により学校が大変忙しくなっており、スクールサポータースタッフとして、教員の代わりにコピーをとったり、電話を受けたり、資料作成のお手伝等で配置しています。

学校の休憩時間が45分となっており、他の図書司書等とも合わせた方が、業務もスムーズに行えるとのことで追加しております。

教育委員会の事務局における休憩時間は60分となっているため、教育委員会の一般事務補助員については、60分としております。

○ 吉田教育委員

学校における一般事務補助員は、学校に一人ずつ配置されているのですか。

○ 帯山学校教育課長

はい。各学校一人ずつ配置しています。

○ 相川教育長

他に、ご質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

無いようですので、質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第50号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案50号、専決処分の承認を求めることについて(時津町教育委員会一般事務補助員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示)の件は、原案どおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和2年第13回時津町教育委員会会議を閉会します。